

○浜田市猫の繁殖制限手術補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、猫の繁殖制限手術をした者に対し、その繁殖制限手術に要した費用を補助することにより、市内に生息する飼い主のいない猫の増加を防止し、もって市民の快適な生活環境を保持することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 繁殖制限手術 卵巣若しくは子宮又は精巣を摘出する手術をいう。
- (2) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理をしている猫をいう。
- (3) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い猫以外の猫をいう。
- (4) 個人 市内に住所を有する個人をいう。
- (5) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自らが飼育する飼い猫に対し、市内の動物病院で繁殖制限手術を受けさせた個人
- (2) 飼い主のいない猫に対し、市内の動物病院で繁殖制限手術を受けさせた個人又は町内会等

(補助要件)

第4条 前条第2号に掲げる補助対象者に係る補助要件は、次に掲げるとおりとする。

ただし、第3号及び第4号に掲げる補助要件にあつては、繁殖制限手術を受けさせた猫を飼い猫として飼育する意思を持った者がいる場合は、この限りでない。

- (1) 町内会等にあつては、繁殖制限手術を実施する前に、市に連絡し、当該手術を受けさせる猫に係る市が実施する現地調査を受けること。

- (2) 町内会等にあつては、繁殖制限手術を実施する前に、当該手術を受けさせる猫に関して、町内会等に対し周知すること。
- (3) 繁殖制限手術の際に当該手術を受けさせた猫に対し、耳カットの措置を講じること。
- (4) 繁殖制限手術を受けさせた猫は、原則として生息地に戻すこと。
(補助金額等)

第5条 補助金の額は、猫の繁殖制限手術に要した費用相当額とする。ただし、個人にあつては繁殖制限手術を受けさせる猫1匹当たり5,000円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猫の繁殖制限手術補助金交付申請書兼請求書（個人用）（様式第1号）又は猫の繁殖制限手術補助金交付申請書兼請求書（町内会等用）（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 繁殖制限手術に係る領収書の写し
- (2) 耳カットの措置を講じたことが分かる繁殖制限手術前後の猫の写真（飼い主のいない猫に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、猫の繁殖制限手術補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第8条 繁殖制限手術に係る紛争については、補助事業者がその責めを負うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成30年3月16日告示第27号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日告示第38号）
この告示は、令和2年3月19日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第80号）
この告示は、令和3年4月1日から施行する。